

[別紙]

○ 「放射性医薬品を投与された患者の退出等について」（令和3年8月19日付け医政地発0819第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）新旧対照表

(下線は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>2. <u>特別措置病室</u>への入院について</p> <p>当該医薬品を投与された患者については、<u>規則第30条の12第2項</u>に規定する<u>特別措置病室</u>に入院させることができます。当該医薬品の使用を念頭に置いた適切な防護措置及び汚染防止措置の具体的な内容については「医療放射線の適正管理に関する検討会」（令和3年6月24日開催）で専門的な御議論をいただいたところであります。今般、関係学会において、当該議論も踏まえつつ、より詳細な内容をまとめたガイドラインが作成されていますので、これを踏まえた適切な対応をお願いします。</p>	<p>2. <u>放射線治療病室以外の病室</u>への入院について</p> <p>当該医薬品を投与された患者については、<u>規則第30条の15第1項</u>に基づき、<u>放射線治療病室以外の病室</u>に入院させてはならないこととされていますが、同項ただし書に基づき、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合には、一般病室等に入院させることも可能です。当該医薬品の使用を念頭に置いた適切な防護措置及び汚染防止措置の具体的な内容については「医療放射線の適正管理に関する検討会」（令和3年6月24日開催）で専門的な御議論をいただいたところであります。今般、関係学会において、当該議論も踏まえつつ、より詳細な内容をまとめたガイドラインが作成されていますので、これを踏まえた適切な対応をお願いします。</p> <p><u>なお、厚生労働省では、「医療放射線の適正管理に関する検討会」の議論を踏まえ、当該医薬品等を投与された患者が入院する一般病室等の手続や基準等を定めるための規則改正を行う予定です。</u></p>